

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の効果検証について

1 制度の概要

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）は、国が認定した地方公共団体の地方創生に関する取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

地方版総合戦略を策定した地方公共団体が、それをもとにした地域再生計画を作成し、国に認定されれば、当該地域再生計画事業に対する法人からの寄附について、法人関係税（法人税、法人住民税・法人事業税）が控除されます。

ただし、本社が所在する地方公共団体への寄附や、10万円未満の寄附については制度の対象外となります。

2 志摩市における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

国では、地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度の税制改正により税額控除と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されるなどの拡充が行われています。

それまでの個別事業ごとの認定から、総合戦略の転記・抜粋による包括的な地域再生計画の認定で足りることとなったため、本市では、総合戦略と同一の事業を制度適用対象事業として、「志摩市創生総合戦略推進計画」を策定し、令和2年3月31日に認定を受けています。

3 寄附及び充当の状況

①令和5年度 寄附金受入実績：4件

（2,000,000円×2件、金額非公表×1件、150,000円×1件）

②令和5年度 充当先実施事業

政策分野・事業名・事業概要	件数	事業費 (寄附金充当額)
4)しごとの強化 「リピーター獲得促進事業」： 選ばれる観光地づくり及び関係人口の創出に向けて、教育旅行利用者の満足度向上を目的としたドローンによる記念写真の提供や、旅行会社等への積極的な誘致活動を実施。また、若年層の来訪機会の拡大によるリピーター獲得のため、学生合宿費用の一部を助成。	1	25,364,000円 (2,000,000円)
6)まちの形成 「次世代へ繋ぐ森づくり事業」※： 海と森が融合した志摩ならではの森林整備等を行い、地域と連携した防災教育の場、環境学習の場、健康増進の場、地域住民の憩いの場等に活用し、持続可能かつ豊かで暮らしやすい地域をつくる。	1	1,000,000円 (※非公表)

- ・ 令和5年度の寄附のうち1件分を「リピーター獲得促進事業」に充当し、残り3件分は、令和5年度末に寄附を受け入れたことから、地方創生応援基金に積み立てを行い、令和6年度事業に充当予定。

※ 令和4年度末に寄附を受け入れた1件分を、令和5年度「次世代へ繋ぐ森づくり事業」に充当。

4 認定計画のKPI（重要業績評価指標）の達成状況について

地域再生計画のKPIの達成状況については、以下のとおりです。

地方版総合戦略 の政策分野	KPI	目標値(R5)	実績値(R5)	達成度
4)しごとの強化	市内総生産額（※） (三重県の市町民経済計算)	119,027百万円	100,727百万円	B
6)まちの形成	現在の志摩市が暮らしやすいと思う市民の割合	63.1%	55.4%	B

【達成度（実績値÷目標値×100）の目安】

A：100%以上 B：80%以上100%未満 C：60%以上80%未満 D：60%未満

※令和5年度の総生産額はまだ算出されていないため、実施報告においては、報告時点で確認できる直近の実績値を記載している。

5 事業の評価

KPIの達成状況につきましては、現時点で2件とも「B」となりましたが、引き続き目標達成に向け、取組を進めてまいります。

なお、寄附の実績につきましては、令和4年度と比較すると、件数・寄附額とも、若干の減少となりました。

6 今後の取組方向について

令和6年度も企業版ふるさと納税について積極的にPR活動を行い、事業に取り組んでまいります。

なお、令和6年度が期限となっていました特例措置（令和2年度から5年間に限り税額控除できる金額を拡大）については、政府が本特例措置を延長する方向で調整しているとの報道もありました。